

第2期幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念及び基本目標について

1 計画の基本理念

基本理念 (☆は幕別町子ども・子育て支援事業計画の基本理念)

注)太字ゴシック体：事務局案

☆「すべての町民が支えあい 子どもの豊かな心と生きる力を育むまち」

＝選定理由(事務局)＝

- ① 本計画は、幕別町子ども・子育て支援事業計画(以下「第1期計画」という。)の次期計画となることから、第1期計画(平成27～31年度)で定めた基本理念をそのまま引き継ぎたい。
- ② 第1期計画で定めた基本理念は、下記の「＝国の基本指針にある“子どもの育ちに関する理念”(抜粋)＝」の考え方、文言を活かしたものとなっている。

＝国の基本指針にある“子どもの育ちに関する理念”(抜粋)＝

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

2 計画の基本目標

(1) 基本目標1について

①基本目標1の節【第2章「計画の内容」・第2節】に記載する主な内容

- ・教育・保育事業の量の見込みと確保内容、保育利用率、
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供、幼児期の学校教育・保育の充実、保幼小連携等の取組の推進

②**基本目標1**

注)太字ゴシック体：事務局案

・「**幼児期の学校教育・保育の推進**」

＝選定理由(事務局)＝

- ・第1期計画継承。

(2) 基本目標2について

①基本目標2の節【第2章「計画の内容」・第3節】に記載する主な内容

- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、子育て支援ネットワークづくり、児童の健全育成

②**基本目標2**

注)太字ゴシック体：事務局案

・「**地域における子ども・子育て支援事業の推進**」

＝選定理由(事務局)＝

・第1期計画継承。

(3) 基本目標3について

①基本目標3の節【第2章「計画の内容」・第4節】に記載する主な内容

- ・妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- ・子どもや母親の健康の確保
- ・食育の推進
- ・思春期保健対策の充実
- ・小児保健医療の充実
- ・次代の親の育成

②基本目標3

注)太字ゴシック体：事務局案

・「親子の健康の確保と育成支援」

＝選定理由（事務局）＝

- ・第1期計画継承。

(4) 基本目標4について

①基本目標4の節【第2章「計画の内容」・第5節】に記載する主な内容

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障がい児施策の充実等
- ・障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進
- ・発達障がいのある子どもへの、一人一人の希望に応じた適切な教育上

②基本目標4（☆は第1期計画の目標）

注)太字ゴシック体：今回の事務局案

☆「支援を必要とする子どもへの取組みの推進」



・「特に支援を必要とする子どもへの取組みの推進」

＝選定理由（事務局）＝

- ・第1期計画を継承し、計画の内容が特別な支援となるため

(5) 基本目標5について

①基本目標5の節【第2章「計画の内容」・第6節】に記載する主な内容

- ・仕事と生活との調和の実現のための働き方の見直し
- ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

②基本目標5（☆は第1期計画の目標）

注)太字ゴシック体：事務局案

☆「職業生活と家庭生活との両立の推進」

・「仕事と家庭生活との両立の推進」

＝選定理由（事務局）＝

- ・第1期計画を継承し、職業生活をわかりやすく、仕事とする。

(6) 基本目標 6 について

①基本目標 6 の節【第 2 章「計画の内容」・第 7 節】に記載する主な内容

- ・相談・生活支援の充実
- ・子どもの育ちと学びの支援の充実
- ・経済的支援

②基本目標 6

注)太字ゴシック体：事務局案

・「子どもの貧困対策の推進」

＝選定理由（事務局）＝

- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画」